

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.236

(2021.08.30)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和3年8月大雨災害義援金」(長野県共募)の募集について

1 趣旨

令和3年8月の大雨により、長野県内では人的な被害をはじめ家屋の浸水等の被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

長野県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和3年8月大雨災害義援金

3 受付期間

令和3年8月27日(金)から令和4年3月31日(木)まで
(被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。)

4 義援金の受入れ

(1) 指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
八十二銀行	本店営業部	普通預金 1262041	社会福祉法人長野県共同募金会
ゆうちょ銀行	00190-9-588413		長野県共同募金会令和3年8月大雨災害義援金

※1 八十二銀行本店・各支店の窓口からの振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行(郵便局を含む。)の窓口からの振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

(2) 現金書留による受入れ

(※料金免除の取扱いを申請中です。)

5 義援金の配分

長野県共同募金会で受け入れた義援金は、その全額を長野県災害対策本部に拠出し、長野県が設置する「令和3年8月大雨災害義援金配分委員会」を通じて、被災者に配

分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い（手続中）

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。

8 問い合わせ先

社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871 長野県長野市西長野町 143-8 長野県自治会館 2階

T E L : 026-234-6813

F A X : 026-234-3024

附則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和3年8月大雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和3年8月大雨災害義援金(長野)」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。